

山口県報

平成20年
5月23日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 五

土地改良区定款変更の認可(農村整備課) 六

保安林予定森林(森林整備課) 六

保安林指定施業要件の変更(森林整備課) 七

道路の区域の変更(道路整備課) 八

道路の供用の開始(道路整備課) 八

公告

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課) 八

県営大里地区ほ場整備事業(大里西換地区)の換地処分(農村整備課) 八

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(六件)(商政課) 九

公安委公告

一般競争入札の実施 一〇

山口県告示第二百六十号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年五月二十三日から同年六月十二日まで

の間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年五月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 NECセミコンダクターズ九州・山口株式会社
住 所 熊本市八幡一丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 NECセミコンダクターズ九州・山口株式会社山口工場
所在地 宇部市大字東万倉一九二番地の三
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	造			使用の方法
		工事着手 年月日 予定	工事完成 年月日 予定	使用開始 年月日 予定	
六五	四〇〇	(既)	(設)	連続二四時間 間隔の 使用 一日当た りの使用 時間 季節的変 動の概 要	
"	"	"	"	"	

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	八・六	二・三	二〇	三、三二〇
二	二・三	三	五	三、五九〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水処理施設	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後		
七	二・五	七・三	二五	一、五四・六
八・六	三・二	一〇・二	二五	一、六三六・一五

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	連 続 使用 時間 隔 隔	変 動 概 要	年 工 事 着 手 予 定 月 日	年 工 事 完 成 予 定 月 日	年 使 用 開 始 予 定 月 日

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六五	二	四五	二五
二	三	四七	一〇

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第二百六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年五月二十三日から同年六月十二日まで、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年五月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 ナチュラルグリーンリゾート株式会社
 住 所 山陽小野田市大字千崎二二八番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 ナチュラルグリーンパークホテル
 所在地 山陽小野田市大字千崎二二八番地
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	能 力	構 造			使 用 の 方 法		
		工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	間 隔 時 間	一 日 当 た の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 率 的 変 動
六六の二 イ	六〇〇 (食/日)	平成二〇、 六、一三	平成二〇、 一、一五	平成二〇、 一、一五	断 続	一 八 時 間	変 動 な し
六六の二 ハ	一四・六 (m ³)	"	"	"	連 続	"	"
"	一四・一 (m ³)	"	"	"	"	"	"

備考 「六六の二イ」及び「六六の二ハ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の二の旅館業の用に供するちゆう房施設及び入浴施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六六の二一八	七	二〇〇	二四・五
六六の二一イ	七・二	三〇〇	二五・五
六六の二一八	七	一〇	二九・四
六六の二一イ	七	一〇	三〇・六
六六の二一イ	七	二〇	一〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年 月 日	工事完成予定年 月 日	使用開始予定年 月 日
し尿処理施設	強化プラスチック製	七〇	過接触ばっ気・ろ	連続	二四時間	変動なし	平成二〇、 六、二二	平成二〇、 一、一五	平成二〇、 一、一五

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

し尿処理施設	種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
			処理前	処理後	
"	"	水素イオン濃度 (水素指数)	七	"	六〇
			五・八	"	
"	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	二〇	二二	七〇
			一六〇	三三	
"	"	浮遊物質量 (mg/l)	二〇〇	三〇	"
			二五〇	五〇	
"	"	動植物油脂類 (mg/l)	二〇	一〇	"
			七〇	四〇	
"	"	(mg/l) 素	一五〇	五〇	"
			一五〇	四	
"	"	(mg/l) 大	二〇	八	"
			二〇	八	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	八・六	五・八	一九	一八〇
		八・六	二八	
七	八・六	五・八	二六	二二〇
		八・六	四二	
七	八・六	五・八	一〇	"
		八・六	一九	
七	八・六	五・八	二三	"
		八・六	二・四	
七	八・六	五・八	四・五	"
		八・六	一八〇	

山口県告示第二百六十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年五月二十三日から同年六月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年五月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 ナチュラルグリーンリゾート株式会社
住 所 山陽小野田市大字千崎二二八番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 ナチュラルグリーンパークホテル
所在地 山陽小野田市大字千崎二二八番地
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の二の旅館業の用に供する入浴施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項 目			汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	変更前	変更後	変更前	
六六の二一八	七	六・八	通 常 最 大 (水素イオン濃度 (水素指数))	汚 染 状 態 の 値
			通 常 最 大 (mg/l)	
"	"	七・二	通 常 最 大 (mg/l)	汚 染 状 態 の 値
			通 常 最 大 (mg/l)	
"	"	五	通 常 最 大 (mg/l)	汚 染 状 態 の 値
			通 常 最 大 (mg/l)	
"	"	一〇	通 常 最 大 (mg/l)	汚 染 状 態 の 値
			通 常 最 大 (mg/l)	
"	"	一〇	通 常 最 大 (mg/l)	汚 染 状 態 の 値
			通 常 最 大 (mg/l)	
"	"	二〇	通 常 最 大 (mg/l)	汚 染 状 態 の 値
			通 常 最 大 (mg/l)	
"	"	一〇	通 常 最 大 (mg/l)	汚 染 状 態 の 値
			通 常 最 大 (mg/l)	
"	"	二〇	通 常 最 大 (mg/l)	汚 染 状 態 の 値
			通 常 最 大 (mg/l)	
"	"	四	通 常 最 大 (mg/l)	汚 染 状 態 の 値
			通 常 最 大 (mg/l)	
"	"	八	通 常 最 大 (mg/l)	汚 染 状 態 の 値
			通 常 最 大 (mg/l)	
"	四・九	八・二	通 常 最 大 (m³)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m³)
			通 常 最 大 (m³)	
"	"	一四・二	通 常 最 大 (m³)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m³)
			通 常 最 大 (m³)	
"	"	一〇・五	通 常 最 大 (m³)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m³)
			通 常 最 大 (m³)	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	項目		排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	通 常 最 大	通 常 最 大	
	八・六	七・二	一九	二〇	一九八〇
	五・八	七・二	二八	三〇	九〇
	六・八	七・二	二六	三〇	二一〇
	四・二	五・〇	四二	五〇	二二〇
	〇	一〇	一九	九・四	九〇
	二・三	一・二	二二	一・四	二一〇
	四・五	二・五	四・五	二・五	二一〇

備考 「六六の二一八」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の二の旅館業の用に供する入浴施設をいう。

変更後

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

八・九

二二

山口県告示第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年五月二十三日

山口県知事 二井 関成

土地改良区 of 名称

田万川上ノ原土地改良区

須佐三原野土地改良区

田布施土地改良区

阿東町土地改良区

認可年月日
平成二〇、五、一四

〃 〃 〃

〃 〃 〃

山口県告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十年五月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市大嶺町北分字黍ヶ迫一〇三八、一〇四一から一〇四六まで、一〇四八から一〇

- 〇六八まで、一〇六〇、一〇六一、一〇六三から一〇六七まで、一〇六九、一〇七〇、一〇七二、一〇七三、一〇七四、一〇七五、一〇七六、一〇七七、一〇七八、一〇七九、一〇八〇、一〇八一、一〇八二、一〇八三、一〇八四、一〇八五、一〇八六、一〇八七、一〇八八、一〇八九、一〇九〇、一〇九一、一〇九二、一〇九三、一〇九四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九、一一〇〇、一一〇一、一一〇二、一一〇三、一一〇四、一一〇五、一一〇六、一一〇七、一一〇八、一一〇九、一一一〇、一一一一、一一一二、一一一三、一一一四、一一一五、一一一六、一一一七、一一一八、一一一九、一二〇〇、一二〇一、一二〇二、一二〇三、一二〇四、一二〇五、一二〇六、一二〇七、一二〇八、一二〇九、一二一〇、一二一一、一二一二、一二一三、一二一四、一二一五、一二一六、一二一七、一二一八、一二一九、一二二〇、一二二一、一二二二、一二二三、一二二四、一二二五、一二二六、一二二七、一二二八、一二二九、一二三〇、一二三一、一二三二、一二三三、一二三四、一二三五、一二三六、一二三七、一二三八、一二三九、一二四〇、一二四一、一二四二、一二四三、一二四四、一二四五、一二四六、一二四七、一二四八、一二四九、一二五〇、一二五一、一二五二、一二五三、一二五四、一二五五、一二五六、一二五七、一二五八、一二五九、一二六〇、一二六一、一二六二、一二六三、一二六四、一二六五、一二六六、一二六七、一二六八、一二六九、一二七〇、一二七一、一二七二、一二七三、一二七四、一二七五、一二七六、一二七七、一二七八、一二七九、一二八〇、一二八一、一二八二、一二八三、一二八四、一二八五、一二八六、一二八七、一二八八、一二八九、一二九〇、一二九一、一二九二、一二九三、一二九四、一二九五、一二九六、一二九七、一二九八、一二九九、一三〇〇、一三〇一、一三〇二、一三〇三、一三〇四、一三〇五、一三〇六、一三〇七、一三〇八、一三〇九、一三一〇、一三一〇（以上一一筆）
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定実施要件
- （一）立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
美祢市大嶺町北分字黍ヶ迫一〇四三・一〇四五・一〇四九から一〇五二まで、一一六四・一一六九の二六・一一六九の二七・一一七九・一一八〇（以上一一筆）について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字明木字野口四一七の一、四一七の二、字東畑四一八、四二二の一、字三九郎畑四二三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字明木字東畑四一八・四二二の一・字三九郎畑四二三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第二項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十年五月二十三日

山口県知事 二井 閑 成

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市豊田町大字李路字尾崎七三九の一、字堂出七四四、七四五、七五二

萩市大字明木字横瀬東輪一ノ渡瀬二〇四二の一、字一ノ渡瀬二〇四二の一、二〇四二の二、字横瀬一ノ渡瀬二〇四四の一、二〇四四の四、字上横瀬一ノ渡瀬二〇四九の一、二〇五〇の一、二〇五〇の二、字上横瀬東ケ輪二〇五一の一、字横瀬宮蔵郷岳本谷二〇六六の二

美祢市美東町絵堂字たらたら山二二二八、二二九

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宇部市大字木田字藤内畑四五の三、四五の五、字滝ノ口一七の五、一一七の一三、大字芦河内字隠田五三三の五・字竹ノ埜五三三の六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字落シケ浴五三三の八、五三三の一九(次の図に示す部分に限る。)、五三三の二〇、五三三の二一、字三ノ藤内畑五三三の九、字ふるヶ迫五三三四

萩市大字明木字新切東ケ輪二八六二の一、字三迫川口二九二四の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

保安林の指定をする件(平成八年農林水産省告示第千八百十六号)、保安林の指定に関する告示(平成十二年山口県告示第六百八十号)及び保安林の指定に関する告示(平成十三年山口県告示第二十号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下関市農林水産部農林整備課、宇部市経済部農林水産課、岩国市農林経済部林業振興課、光市経済部水産林業課、周南市経済部林政課、周防大島町役場及び田布施町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年五月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二十三日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道
路 線 名 一八七号
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市錦町府谷字五味一五七八地先 から 同市錦町府谷字掛ケ七三の六地先ま で		旧	最狭 一七・二 最広 二二・一	六六三・九	
		新	最狭 一八・六 最広 一五・二	六六三・九	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第二百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年五月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二十三日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 一八七号	岩国市錦町府谷字五味一五七八地先から 同市錦町府谷字掛ケ七三の六地先まで	平成二十年五月二十四日



(二二六) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第一百三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十年五月二十三日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行う
た者の名称又は氏名 事業の名称 工事着手時期 工事完了時期
長門市 鐔見地区 ため池の整備 平成一八、四、二五 平成二〇、三、三一

(二二七) 県営大里地区ほ場整備事業(大里西換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営大里地区ほ場整備事業の施行に係る大里西換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十年五月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日
平成二十年五月十三日
二 換地処分の内容
県営大里地区ほ場整備事業(大里西換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(二一九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年一月八日山口県公告(五)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十年五月二十三日から同年六月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十年五月二十三日
山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 光ショッピングセンターベスト
所在地 光市島田二丁目二番二〇号
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年一月十一日山口県公告(一三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十年五月二十三日から同年六月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年五月二十三日
山口県知事 二井 関成

名称 シーモール下関ショッピングセンター
所在地 下関市竹崎町四丁目一の二
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年一月十一日山口県公告(一四)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十年五月二十三日から同年六月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年五月二十三日
山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク中関店
所在地 防府市大字田島一四九七の二
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二二二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年一月十一日山口県公告(一五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十年五月二十三日から同年六月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年五月二十三日
山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 シーモール下関ショッピングセンター
所在地 下関市竹崎町四丁目一の二

二 意見の概要
騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(二三二) 大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年一月十一日山口県公告(一六)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年五月二十三日から同年六月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年五月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 山の田ショッピングデパート

所在地 下関市山の田本町二〇番二号

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(二三三) 大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年一月十一日山口県公告(一七)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年五月二十三日から同年六月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年五月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 防府ショッピングセンター

所在地 防府市中央町一番三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年五月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

集合教育用四輪運転シミュレーター 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十年十月一日から平成二十五年九月三十日までの間

(四) 使用場所

山口県総合交通センター

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十五号)に基づく資格審



査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部運輸管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部運輸管理課

(三) 受領期限

平成二十年七月二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年七月三日午後一時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

(二) 日時

平成二十年七月三日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部運輸管理課(電話〇八三一九三三〇一〇内線五三六二)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Four-wheeled drive simulator for group instruction

(3) Use term: From October 1, 2008 to September 30, 2013

(4) Use place: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Drive Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (TEL: 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., July 2, 2008 (In case of bringing a tender: 1:30 P.M., July 3, 2008)

平成二十年五月十二日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山

定価一箇月 金二千七百円(送料共)